

## ねんきんコーナー

### 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】128万円＋(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ、ご返送ください。



### ◆国民年金保険料学生納付特例制度の申請について

学生納付特例制度により、令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送することで、令和6年度の申請ができます(在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、令和6年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

### 年金相談のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

◆日時 4月18日(木) 午前10時～正午、午後1時～午後3時

◆場所 佐賀支所(1階町民室)

◆必要書類 ●年金手帳(年金証書)または、基礎年金番号通知書  
●顔写真付きの身分証明書(運転免許証やマイナンバーカードなど)  
※代理人の方が相談される場合、本人からの委任状が必要となります。

◆予約 日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616

### スマートフォンアプリを使用した電子決済納付開始について

国民年金保険料は、令和5年2月20日から新たにスマートフォンアプリを利用した電子(キャッシュレス)決済ができるようになっていきます。スマホ決済は、スマートフォンなどの端末に対応する決済アプリをインストールしたうえ、端末のカメラ機能を使用して納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、その場で納付することができるサービスです。現時点での対象決済アプリは、以下のとおりです。

- auPAY ●d払い
- PayB(PayBと提携している金融機関が提供する決済アプリを含む。)
- PayPay ●LINE Pay ●楽天ペイ

詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。



○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800  
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701  
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616